令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2-(2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け: -2-(2))						
施策の概要	高度の専門的な法律知識,幅広い教養,豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹 の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。						
達成すべき目標	平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定(以下「推進会議決定」という。)「法曹養成制度改革の更なる推進について」(別紙1)に示されている法曹養成制度改革を推進するための取組のうち,主に法務省が担当する以下の事項につき,「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「連携法等一部改正法」という。)(別紙2)の成立を踏まえ,関係機関・団体と連携・協力しながら取組を実施する。 ・活動領域の拡大に向けた,法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備・法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積と検証・司法試験の在り方の検討・法曹養成制度改革に関し,関係機関・団体と情報の共有を図るための連絡協議会を開催						
施策の予算額・	区分		30年度	元年度	2 年度	3年度	
執行額等	予 算 の 状況 (千円)	当初予算(a)	9,492	10,905	8,849	8,704	
		補正予算(b)	0	0	0	-	
		繰越し等(c)	0	0	7,080		
		合計(a+b+c)	9,492	10,905	1,769		
	執行額(千円) 8,288 9,543 0						
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	法曹養成制度検討会議取りまとめ(平成25年6月26日) 法曹養成制度改革の推進について(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定) (別紙3) 法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議 決定)						

測定指標	令和 2 年度目標	達成
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関す る検討及び必要な取組の実施	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや推進会議決定の内容を踏まえ,法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体,福祉機関,企業等の間で共有され,各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう,関係機関の協力を得て,環境を整備する。	おおむね 達成

施策の進捗状況(実績)

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会"取りまとめや,推進会議決定においては,今後も,法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ,法務省において, そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士をベトナム社会主義共和国に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や、日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士としての支援の在り方等に関する調査を行っている。

↔ * * * * * * * * * *	実績値					
参考指標	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度	
1 国の機関における弁護士の在職者数	382	399	400	377	-	
2 地方公共団体における法曹有資格者の常 勤職員数(日本弁護士連合会調べ)	106	136	172	189	197	
3 企業内弁護士数(日本組織内弁護士協会調べ)	1,707	1,931	2,161	2,418	2,629	

令和2年度における「国の機関における弁護士の在職者数」調査については,未実施

測定指標	令和 2 年度目標	達成
2 法曹養成制度改革を推進するための取 組の実施	文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、司法試験の在り方の検討、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積と検証等の各取組に関し、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ、これを踏まえて、文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、前記各取組を進める。	達成

施策の進捗状況(実績)

平成27年6月の推進会議決定を踏まえ、法務省においては、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会²²(以下「連絡協議会」という。)を開催している。

令和2年度に開催した連絡協議会においては, 法曹人口に関する各種データ, 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の結果, 令和元年度法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査の結果等について報告し,意見交換するなど必要な取組を進めた。

参考指標	実績	賃値	
多专相 标			

	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革 連絡協議会」閲覧件数(件)	10,166	10,270	10,537	11,833	12,073
2 法科大学院志願者数(人)(文部科学省 調べ)	8,278	8,160	8,058	9,064	8,161

目標達成度合い の測定結果

(各行政機関共通区分)目標達成

(判断根拠)

測定指標1及び2は,達成すべき目標に照らし,いずれも主要なものであると考えている。

測定指標1については,おおむね目標を達成することができ,2については,目標を達成することができたことから,本施策は「目標達成」と判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

推進会議決定(平成27年6月)においては、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」の取りまとめ(平成27年5月)を踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要とされた。

これを受けて、法務省においては、多様な国際業務についての理解を深め、中長期的な視野でキャリアプランを構築することなどを目的として、日本弁護士連合会や外務省とともに、弁護士、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生等を対象に「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を開催(文部科学省、法科大学院協会及び国際法学会が後援)し、国際舞台における法曹有資格者の専門性活用の在り方に関する有益な情報を法曹志望者や法曹関係者に広く共有した。

また,海外における我が国の法曹有資格者に対する期待やニーズが高まっている中,法運用の実態に関する情報が我が国において必ずしも十分ではない国を対象として,法運用の実態等について調査を行ってきたところ,令和2年度は,その情報が乏しいベトナム社会主義共和国に,新たに委託弁護士を派遣し,現地の法運用の実態等の調査を新規に行っている。

なお,上記のベトナム社会主義国における調査については,新型コロナウイルス感染症の影響により調査開始時期が大幅に遅れたことから,委託弁護士と締結した契約を見直し,調査結果の報告時期を令和3年度末に変更した。

外部要因により一部の取組に遅れが生じているものの,こうした適切な方法により,有益な情報が広く共有されたといえることから,おおむね目標を達成することができたと評価できる。

【測定指標2】

法務省及び文部科学省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に 把握するとともに,これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため,令和2年度においても,前年度に引き続き,最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て,連絡協議会を開催し,これまでに集積された法曹人口に関するデータ(裁判事件数の推移,国の機関や地方公共団体に在籍する弁護士数の推移,企業内弁護士数の推移,司法試験及び司法試験予備試験の受験者数・合格者数の推移,法科大学院志願者数・入学者数・修了者数の推移等)などについて報告・意見交換を行うなど,必要な取組を進めている。また,文部科学省に設置された中央教育審議会法科大学院等特別委員会に,合計7回,担当者が参加して法科大学院改革について検討を行っている。

価結果

評

以上からすれば、法曹養成制度改革を推進するための取組を着実に進めることができたといえ、目標 を達成することができたと評価できる。

(取組の有効性,効率性等)

【測定指標1及び2関係】

測定指標1及び2については、「法曹養成制度改革の推進について」及び「法曹養成制度改革の更な る推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を 行うとともに,施策を実施するという目標に対し,法曹人口,司法試験及び司法修習における各課題 について検討するため,連絡協議会を開催し,そこでの検討結果を踏まえ,必要な取組を進めるとと もに,今後も必要な連絡協議を行うための環境整備も行った。中でも,測定指標1との関係では,多 様な国際業務についての理解を深め,中長期的な視野でキャリアプランを構築することなどを目的と して,日本弁護士連合会や外務省とともに,弁護士,司法修習生,法科大学院修了生,法科大学院生, 大学生等を対象に「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を開催(文部科学省,法科 大学院協会及び国際法学会が後援)し,国際舞台における法曹有資格者の専門性活用の在り方に関す る有益な情報を法曹志望者や法曹関係者に広く共有するなど,法曹有資格者の活用に向けた環境整備 が図られたといえ,達成すべき目標にとって有効かつ効率的な取組であると評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

高度の専門的な法律知識,幅広い教養,豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び 確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう,現在の目標を維持し,引き続き取り組んで いく。

【測定指標1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については,法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談 会の取りまとめや推進会議決定を踏まえ,令和3年度以降も法曹有資格者の専門性の活用の在り方に 関する有益な情報が自治体,福祉機関,日本企業等の間で共有され,各分野における法曹有資格者の 活用に向けた動きが定着するよう,関係機関の協力を得て,環境の整備に取り組む。

【測定指標2】

法曹養成制度改革を推進するための取組については、令和3年度以降も文部科学省と連携し、関係 機関・団体の協力も得て,連絡協議会を開催し,必要な連絡協議を行うとともに,法務省が担当する 事項につき,連携法等一部改正法の成立を踏まえ,関係機関・団体と連携・協力しながら必要な取組 を実施する。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

令和3年7月15日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」基本 政策 関係番号2及び3のとおり

〔反映内容〕

なし

政策評価を行 う過程におい て使用した資 料その他の情

|政策評価を行| 評価の過程で使用した資料等

- ・法曹養成制度改革連絡協議会資料(法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html])
- ・日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究(法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html])

備考

【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 引き続き,所要の経費の要求を行った。

担当部局名 大臣官房司法法制部司法法制課 政策評価実施時期 令和 3 年 8 月

^{*1} 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会(法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00039.html])

^{*2} 法曹養成制度改革連絡協議会(法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html])

^{*3} 日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究(法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html])

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第 1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として 認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習(選択型実務修習)の 内容の充実を図ることが期待される。

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が 法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出 される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要が ある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

- 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法 科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学 院において修了者のうち相当程度(※)が司法試験に合格できるよう充実した教育 が行われることを目指す。
 - ※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司 法試験の累積合格率が概ね7割以上。
- 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

○ 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化 策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、 平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員 派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。 ○ 文部科学省は、司法試験合格率(目安として平均の50%未満)、定員充足率(目安として50%未満)、入試競争倍率(目安として2倍未満)などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT(情報通信技術)を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し 及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応えて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組 である共通到達度確認試験(仮称)(以下「確認試験」という。)について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を 免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験 の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析 し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認 試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験た る司法試験短答式試験の免除と関連させるに足りる実態を有すると認められるこ とを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、 確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

○ 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一 適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元に就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠(地方創生枠)を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT(情報通信技術)を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を 堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするた め、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集 中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予 備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多 様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあ ることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検 証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善 なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格 で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試 験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科 大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配 慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革 の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を 制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないよう、 必要な制度的措置を講ずることを検討する。

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科 大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生(平成26年11月修習開始)から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・ 複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、 質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとして の法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の 一部を改正する法律の概要

趣旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

概 要

|1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

(1) 法科大学院における教育の充実

- ① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
 - (ア) 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力
 - (イ) 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその応用能力
 - (ウ) 実務の基礎的素養や弁論能力等
- ② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

(2) 法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程 (連携法曹基礎課程)を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

(3) 法科大学院における入学者の多様性の確保

(4) 法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求めることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

2. 学校教育法の一部改正 [第102条第2項]

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者 (※)を追加。

※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- ① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】
- ② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】
- ③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け(※)を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】 ※ 1. (1) ①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

施行期日

平成32 (2020) 年4月1日 (ただし、1. (4) 及び経過措置に係る規定は公布日、3. ①及び②並びに1. のうち3. ①に関係する規定は平成34 (2022) 年10月1日、3. ③は平成33 (2021) 年12月1日)

法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日 法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第1 今後の検討体制

内閣に関係閣僚で構成する会議体(以下「閣僚会議」という。)を設置し、 その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとと もに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度の改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で 構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべき との数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値 目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その 結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第4 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生(平成25年11月修習開始)から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する(実務修習地に関する希望の有無を問わない。)。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。
 - ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 (以下「中教審」という。)の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見 直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内 にその結論に沿った実施を開始する。
 - イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等 の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強 化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

- ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、 課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための 専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的 措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性 に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。
- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院 についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、 2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験(仮称)」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内 に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験(仮称)」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・ 実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを 目指して「共通到達度確認試験(仮称)」の実施準備を行う。

(4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶ ことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法 試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法 科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、 2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関して は、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り 方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習 を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第 1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として 認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習(選択型実務修習)の 内容の充実を図ることが期待される。

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が 法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出 される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要が ある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

- 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法 科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学 院において修了者のうち相当程度(※)が司法試験に合格できるよう充実した教育 が行われることを目指す。
 - ※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司 法試験の累積合格率が概ね7割以上。
- 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

○ 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化 策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、 平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員 派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。 ○ 文部科学省は、司法試験合格率(目安として平均の50%未満)、定員充足率(目安として50%未満)、入試競争倍率(目安として2倍未満)などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT(情報通信技術)を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し 及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応えて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組 である共通到達度確認試験(仮称)(以下「確認試験」という。)について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を 免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験 の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析 し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認 試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験た る司法試験短答式試験の免除と関連させるに足りる実態を有すると認められるこ とを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、 確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

○ 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一 適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元に就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠(地方創生枠)を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT(情報通信技術)を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を 堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするた め、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集 中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予 備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多 様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあ ることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検 証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善 なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格 で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試 験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科 大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配 慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革 の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を 制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないよう、 必要な制度的措置を講ずることを検討する。

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科 大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生(平成26年11月修習開始)から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・ 複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、 質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとして の法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の 一部を改正する法律の概要

趣旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

概 要

|1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

(1) 法科大学院における教育の充実

- ① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
 - (ア) 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力
 - (イ) 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその応用能力
 - (ウ) 実務の基礎的素養や弁論能力等
- ② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

(2) 法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程 (連携法曹基礎課程)を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

(3) 法科大学院における入学者の多様性の確保

(4) 法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求めることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

2. 学校教育法の一部改正 [第102条第2項]

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者 (※)を追加。

※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- ① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】
- ② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】
- ③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け(※)を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】 ※ 1. (1) ①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

施行期日

平成32 (2020) 年4月1日 (ただし、1. (4) 及び経過措置に係る規定は公布日、3. ①及び②並びに1. のうち3. ①に関係する規定は平成34 (2022) 年10月1日、3. ③は平成33 (2021) 年12月1日)

法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日 法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第1 今後の検討体制

内閣に関係閣僚で構成する会議体(以下「閣僚会議」という。)を設置し、 その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとと もに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度の改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で 構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべき との数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値 目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その 結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第4 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生(平成25年11月修習開始)から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する(実務修習地に関する希望の有無を問わない。)。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。
 - ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 (以下「中教審」という。)の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見 直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内 にその結論に沿った実施を開始する。
 - イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等 の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強 化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

- ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、 課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための 専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的 措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性 に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。
- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院 についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、 2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験(仮称)」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内 に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験(仮称)」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・ 実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを 目指して「共通到達度確認試験(仮称)」の実施準備を行う。

(4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶ ことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法 試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法 科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、 2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関して は、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り 方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習 を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。